

# 逗子市の良好な都市環境をつくる条例 に係る緑化計画の手引き

逗子市環境都市部まちづくり景観課

2018年8月17日作成

(2020年6月18日改定)



## 01 緑化計画について

本緑化計画の手引きは、条例の緑化計画（Dランク部分）において、自然環境ランクに基づく緑被達成目標（20%）以上の緑被面積及び緑地面積の確保をするために、適正な理解と運用を図るための取扱いを示すものです。

### 01-1 必要書類について

[緑化計画に係る必要書類]

必要書類	1	環境影響評価書案(鑑)
	2	自然環境の評価と緑化計画の説明 (目的、効果、配置・樹種の選択理由等の計画コンセプトを記す)
	3	案内図
	4	自然環境評価図
	5	生態系維持機能評価図
	6	土地機能評価図
	7	居住快適性維持機能評価図
	8	土地利用計画図
	9	緑化計画図 (樹冠の縮尺を合わせて図示し、樹木の種類・配置・面積を整理した緑被面積算定表を記す。樹木はアラカシ=◎のように、樹幹を図示した円に樹種を示す記号等を表し、面積算定表と対応させる。緑化部分は着色する)
	10	緑地求積図 (三斜法等により緑地の面積を求める)
	11	その他

※緑化の下部が全て土壌(緑被=緑地)の場合は「10 緑地求積図」を省略することができます。

## 02 緑被及び緑地の取り扱い

緑化計画の対象区域は、開発区域（開発道路は含むが、セットバック部分は除く）とし、総面積に2割を乗じた緑被面積及び緑地面積をそれぞれ満たす必要があります。

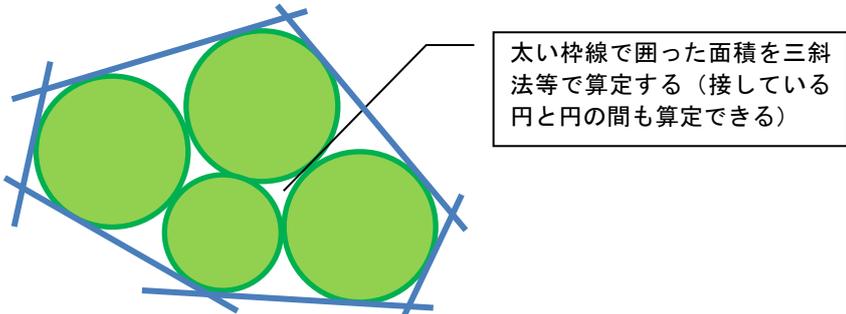
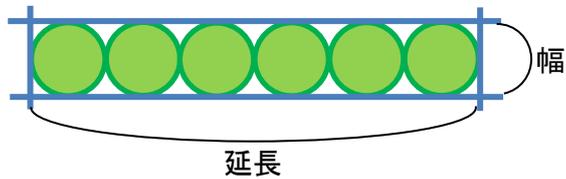
### 02-1 緑被の取り扱い

緑被面積とは、樹冠の投影面積を指します。

#### 算定方法

下表の植栽時の規格に基づき緑化計画図を作成し、緑被面積を算定します。

ただし、複数の樹冠同士が重なりあう場合は重複分の面積は緑被面積に算入しないものとします。

① 単独 木	<表1>		
	区分	植栽時の規格	樹冠面積
	高木 生長したときの樹高が10m以上の樹木	おおむね樹高3m以上 樹高1.5m以上3m未満 樹高0.5m以上1.5m未満 樹高0.5m未満	10㎡（半径1.8mの円で囲まれた面積） 5㎡（半径1.25mの円で囲まれた面積） 3㎡（半径1.0mの円で囲まれた面積） 1㎡（半径0.6mの円で囲まれた面積）
	中木 生長したときの樹高が5m以上10m未満の樹木	樹高0.5m以上 樹高0.5m未満	3㎡（半径1.0mの円で囲まれた面積） 1㎡（半径0.6mの円で囲まれた面積）
低木 生長したときの樹高が5m未満の樹木	1本当たり	0.25㎡（表面をおおった面積）	
② 植樹 帯	<p>①の単独木が複数接している又は一団の植樹帯を形成している場合は、図のように、それぞれの円の周りを線で囲った面積を算定できます。</p>  <p>太い枠線で囲った面積を三斜法等で算定する（接している円と円の間も算定できる）</p>		
③ 生垣	<p>樹冠を記したうえで、幅及び延長を線で囲み算定します。</p> 		

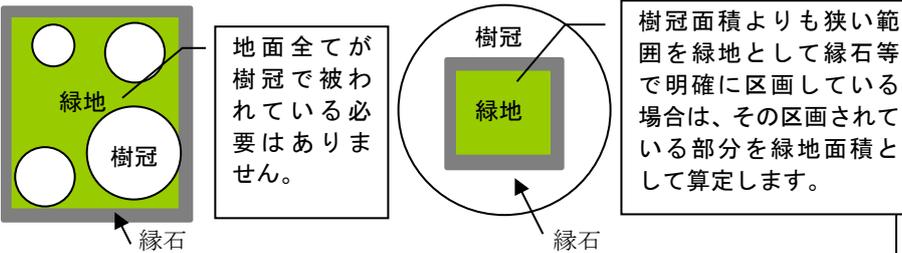
④ 既存 樹木	原則的に現状の樹冠を投影した面積を算定します。ただし、表1の樹冠面積より下回る場合には、同等の面積とすることができます。
⑤ 芝等	<p>芝や地被類のみで植栽されている土地は、Dランクにおける緑被達成目標量（20%）の2割までは、緑被面積に算定できます。</p> <p>なお、緑化ブロックによる緑化は、その設置面積にその緑化ブロックの緑化率（開口率）を乗じたものを緑被面積とすることができます。</p> <p>&lt;例1&gt; 500㎡の敷地の場合の芝等</p> <p>①500㎡×20%（緑被達成目標量）×2割＝20㎡まで芝等を算定可能</p> <p>&lt;例2&gt; 500㎡の敷地のうち、40㎡分に開口率40%の緑化ブロックを設置する場合</p> <p>①500㎡×20%（緑被達成目標量）×2割＝20㎡まで芝等を算定可能</p> <p>②40㎡×40%＝16㎡（実際の芝の面積）</p> <p>→16㎡全て算定可能</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="284 969 802 1464" style="width: 45%;"> <p>&lt;例1&gt;</p> <p>500㎡の敷地</p> <p>道路</p> <p>駐車場</p> <p>駐車場</p> <p>建築物</p> <p>芝（40㎡）</p> <p>うち 20㎡まで算定可能</p> </div> <div data-bbox="906 969 1378 1464" style="width: 45%;"> <p>&lt;例2&gt;</p> <p>左図の芝が緑化ブロックの場合</p> <p>緑化ブロック</p> <p>緑化率40%の場合 実際の芝等は <math>40\text{㎡} \times 0.4 = 16\text{㎡}</math></p> </div> </div>

## 02-2 緑地の取り扱い

緑地面積とは、おおむね植栽され樹木等の生育が期待できる土壌（黒土等）で覆われた区域の面積を指します。

### 算定方法

下表に基づき緑地面積を算定します。縁石、舗装部分、軒下、バルコニー下、屋上、塀、建物等の構造物は算入できません。

<p>①縁石等で明確に緑地が区画されている場合</p>	<p>縁石等で明確に区画されている緑地面積を算定します。</p> 
<p>②縁石等で明確に緑地が区画されていない場合</p>	<p>樹冠の投影面積で算定し、緑被面積と一致させる必要があります。</p>
<p>③既存樹木</p>	<p>土地の利用形態に鑑み個別判断とします。</p>
<p>④芝等</p>	<p>(緑被面積の例と同様とする)</p>

## 02-3 その他注意事項

- ① 日常的に管理（剪定等も含む）する際に必要なスペース等を確保すること。
- ② 設備機器類の室外機や排水桝等との位置関係を十分精査すること。
- ③ 緑化部位には植物が健全に育成するよう厚さ 30cm 程度の黒土を客土すること。
- ④ 地面における緑化を基本としますが、建築物の配置上等の理由によりどうしても緑化達成目標を満たすことが困難な場合は、建物等に壁面緑化を行うことで緑被達成目標量（20%）の2割まで補完できます。なお、算入できる面積は、補助資材を用いる場合は補助資材の見附面積を、用いない場合は植栽延長に1mを乗じた面積とします。

### 03 樹種選定の考え方

#### 03-1 逗子市でよく使われる高木、中木及び低木の区分例（「逗子市風致地区の手引き」から一部抜粋）

		住宅地における庭木		公園・緑地等における植栽木
高木 生長した ときの樹 高が10m 以上の樹 木	常 緑	針葉樹	アカマツ、イヌマキ、クロマツ	サワラ、スギ、ヒノキ
		広葉樹	アラカシ、クロガネモチ、シラカシ、モチノキ、ヤマモモ	アカガシ、ウラジロガシ、クスノキ、シロダモ、タイ サンボク、タブノキ、マテバシイ、スダジイ
	落 葉	針葉樹		
		広葉樹	アキニレ、イタヤカエデ、イロハモミジ、エンジュ、カツラ、コブシ、トウカエ デ、ハウチワカエデ、ハルニレ、ヒメシャラ、ミズキ ※アキニレ、カツラ、ハルニレは、大きくなりやすい	アオギリ、アカシデ、イイギリ、イチヨウ、イヌシ デ、エノキ、オオシマザクラ、カシワ、クヌギ、カ シグルミ、オニグルミ、ケヤキ、コナラ、トチノ キ、ハンノキ、ホオノキ、ムクノキ、ヤマザクラ、 ソメイヨシノ
中木 生長した ときの樹 高が5m 以上10 未満の樹 木	常 緑	針葉樹	イヌガヤ	
		広葉樹	ウバメガシ、カクレミノ、カナメモチ、サカキ、サザンカ、サンゴジュ、ソヨ ゴ、ヒイラギ、ヒメユズリハ、モッコク、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、ユズリ ハ	
	落 葉	針葉樹		
		広葉樹	アカメガシワ、エゴノキ、コバトネリコ、ダンコウバイ、ナツツバキ、ハクウ ンボク	ネムノキ、ヒメヤシャブシ、マメザクラ、リョウブ
低木 生長した ときの樹 高が5m 未満の樹 木	常 緑	針葉樹		
		広葉樹	アオキ、アセビ、アベリア、イヌツゲ、オオバグミ、オオムラサキ（ツツ ジ）、キンモクセイ、クチナシ、サツキ、ジンチョウゲ、チャノキ、トベラ、ナ ンテン、ハクチョウゲ、ハマヒサカキ、ヒイラギナンテン、ヒイラギモクセ イ、ヒサカキ、マサキ、マルバシヤリンバイ、ヤツデ、ヤブコウジ	
	落 葉	針葉樹		
		広葉樹	アジサイ、アキグミ、アブラチャン、イボタノキ、イヌコリヤナギ、イヌビワ、 ウグイスカグラ、ウツギ、ウメモドキ、ガマズミ、キブシ、クサボケ、クロモ ジ、コゴメウツギ、コマユミ、サルスベリ、サンショウ、シバヤナギ、シモツ ケ、ドウダンツツジ、ナツグミ、ニシキウツギ、ニシキギ、ニワトコ、ノリウツ ギ、パイカウツギ、ハコネウツギ、ハナイカダ、マユミ、マンサク、ミツバツ ツジ、ムラサキシキブ、レンギョウ、ヤマグワ、ヤマツツジ、ヤマハギ、ユ キヤナギ	

#### 03-2 使用を避けるべき樹種

- ・ 侵略的外来種…繁殖力が強く、在来種を減少させる要因の一つだといわれているもの

例 トウネズミモチ、オオキンケイギク、ランタナカマラ

#### 03-3 注意が必要な樹種

- ・ 害虫が発生する樹種…害虫が頻繁につくもの 例 ツバキ類、サザンカ、サンゴジュ

#### 03-4 ツル類の取り扱い

原則的に、水平投影面積を緑被面積及び緑地面積に算定できません（低木の算定方法を準用）。

例 常緑：キツタ、ツルマサキ、テイカカズラ、ビナンカズラ、ムベ

落葉：アケビ、イワガラミ、ツルアジサイ、テリハノイバラ、フジ